四　調査期間　平成二十五年及び平成二十六年
（ただし、静岡県静岡市、滋賀県大津市、大阪府堺市、大阪府高槻市、大阪府藤井寺市、大阪府豊中市については、平成二十二年～平成二十六年）
（ただし、岩手県奥州市、茨城県潮来市、埼玉県越谷市、千葉県習志野市、東京都杉並区、神奈川県伊勢原市、静岡県富士市、三重県伊勢市、大阪府大阪市については、平成二十三年～平成二十六年）
（ただし、茨城県土浦市、茨城県鉾田市、茨城県大子町、神奈川県藤沢市、富山県高岡市、滋賀県草津市、兵庫県芦屋市、徳島県徳島市、大分県津久見市については、平成二十四年～平成二十六年）

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　調査の種類　山村境界基本調査
二　調査を実施する者の名称　国土交通省
三　調査地域
北海道　北見市
岩手県　盛岡市、奥州市、山田町
秋田県　羽後町
山形県　山形市、飯豊町
福島県　塙町
栃木県　茂木町
新潟県　魚沼市、刈羽村
富山県　立山町
岐阜県　高山市、白川町
大阪府　河内長野市
鳥取県　日南町
島根県　津和野町、隠岐の島町
徳島県　那賀町
高知県　室戸市
熊本県　八代市
大分県　津久見市
宮崎県　椎葉村
鹿児島県　徳之島町、十島村
四　調査期間　平成二十五年及び平成二十六年
（ただし、岐阜県白川町、徳島県那賀町、高知県室戸市、大分県津久見市については、平成二十二年～平成二十六年、岩手県盛岡市、秋田県羽後町、福島県塙町、新潟県魚沼市、富山県立山町、鳥取県日南町、熊本県八代市については、平成二十三年～平成二十六年、北海道北見市、岩手県奥州市、山形県山形市、岐阜県高山市、島根県津和野町、宮崎県椎葉村、鹿児島県十島村については平成二十四年～平成二十六年）

公　告

諸　事　項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成25年６月28日までに九州財務局理財部金融監督第三課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①21584000708②北島　信一③北島　信一④熊本県荒尾市荒尾５－１

①20284000588②辻　繁③辻　繁④熊本県熊本市中央区水前寺４丁目41－１－203号

平成 25 年５月 29 日

九州財務局長　池田　潤

割賦販売法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 25 年５月 29 日

経済産業大臣　茂木　敏充

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社近鉄松下友の会	山口県周南市銀座二丁目14番地	友第6009号	平成25年５月10日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 25 年５月 29 日

中国経済産業局長　若井　英二

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成25年７月29日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記宛て提出してください。

なお、平成25年７月29日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本　店　の　所　在　地	営業廃止年月日
株式会社近鉄松下友の会	山口県周南市銀座二丁目14番地	平成25年５月10日

記

宛て先　〒730―8531　広島県広島市中区上八丁堀６―30　広島合同庁舎３号館
中国経済産業局産業部消費経済課
電話　082―224―5671　直通

様式

申　出　書

中国経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年５月 29 日

北海道開発局長　関　博之

1　処分をした年月日　平成25年５月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　道路工業株式会社　中田　隆博　北海道札幌市中央区南８条西15丁目２番１号　国土交通大臣許可（特―23）第817号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び防水工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年４月３日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。